

資料編

1 用語解説

あ行

用語	解説
アイドリングストップ	自動車が走っていない時にアイドリング（エンジンをかけた状態）をしないこと。
茨城産業再生特区計画	東日本大震災特別区域法に基づき、13市町村内に設定した62の復興産業集積区域ごとに産業分野を設け、特定の業種を集積させる復興推進事業を行う計画のこと。
いばらきデジタルマップ	茨城県と県内市町村が共同で整備運営し、それぞれが保有する地図情報をインターネットで公開する地理情報システムのこと。
医療福祉費支給制度（マル福）	0歳から9歳到達後最初の3月31日までの間にある方で、父母や扶養義務者の所得が、制度が設ける所得制限額未満の場合を対象に、窓口で支払うべき医療費の全部又は一部を助成する茨城県独自の制度。
エコ農業茨城	茨城県が進めている化学合成農薬や化学肥料を削減するといった環境にやさしい営農活動を拡大するとともに、それらに取り組む地域の農村景観や生産環境の保全活動を一体的に進める全県的な取り組みのこと。茨城県の農業、農村、そしてそこで生産される農産物を一緒にPRし、茨城の農業の発展につなげていくこととしている。
エコ農業展開地区 エコ農業優良地区	茨城県が認定しているモデル地区の名称。地区の環境保全活動と環境にやさしい営農活動を、取り組みの度合いに応じて「エコ農業開始地区」、「エコ農業展開地区」、「エコ農業優良地区」の三段階に認定している。 地区の資源や環境を保全する活動と合わせて、土づくりや効果的な施肥等に地区ぐるみで取り組む地区が「エコ農業開始地区」。開始地区の要件を満たしたうえで、さらに環境にやさしい営農活動等に取り組む地区が「エコ農業展開地区」。
エコファーマー制度	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（持続農業法）」に基づき、「持続性の高い農業生産方式」を導入する計画を作成した農業者を茨城県知事が認定する制度。 持続性の高い農業生産方式とは、「土づくり」、「化学肥料低減」、「化学農薬低減」の3つの技術を一体的に取り組むもので、3つの技術にはそれぞれ種類があり、その中から1つ以上に取り組むことが必要となる。 エコファーマーに認定されると、エコファーマーマークの使用が可能となり、環境にやさしい農業に取り組んでいることをアピールすることができる。また、農業改良資金の優遇や税制上の特例措置が受けら

	れるという利点がある。
NPO	Non-Profit-Organization の略。ボランティア団体や住民団体等，民間の営利を目的としない団体の総称として使われ，「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができる。

か行

用語	解説
介護保険	40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となり保険料を負担し，介護が必要と認定されたとき，費用の一部（原則10%）を支払って介護サービスを利用する制度。
介護予防	日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを目指し，元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ，自分らしい生活を実現できるようにすること。
仮想デスクトップシステム	アプリケーション，データといったデスクトップ環境を仮想化し，サーバ上に集約管理する手法のこと。
環境保全型農業	農薬や化学肥料の使用量を減らすなど，環境に配慮した農業のこと。
キューピットプラン事業	結婚を希望する男女に出会いと相談の場をつくり「ふれあい」の機会を提供するための支援事業のこと。
行政改革	地方自治体において組織や機能，制度等を改革すること。
行政評価	行政が実施している施策や事務事業に対し，有効性や必要性を評価すること。
協働	町と住民，団体等が，それぞれの自主性，自立性の下，果たすべき責任や役割を自覚し，共通の目的を達成するため相互に補完し協力し合うこと。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然，文化，人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在の期間は，日帰りから長期的な場合まで様々ある。
クラウドシステム	従来，データ等を自分自身で管理していたのに対し，インターネットの先にあるサーバーに処理をしてもらう形態のこと。
経営耕地面積	農家が経営する耕地の面積。
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断する指標。この比率が低いほど，財政の柔軟性が高いことを示す。
権利擁護	社会福祉の分野において，自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって，援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
広域行政	多様化する住民ニーズに応えるため，一自治体では対応が困難な課題に対して，公共施設の相互利用など，共同で行政サービスを行う仕組みのこと。

高規格幹線道路	主要都市間の連絡強化を目標とした、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
耕作放棄地	かつては農作物が生産されていたが、耕作地として使用されず、今後も農作を目的として使用されることが見込まれない土地のこと。
コーホート要因法	ある年齢集団の数（例：2010年の5～9歳の男子数）に、生存率（その年齢集団がある時点で生存している比率）と純移動率（その年齢集団の5年間の社会的移動率）の和を掛け合わせて、その年齢集団の5年後の数（例：2015年の10～14歳の男子数）を推計する手法。計算途中で社会的移動を独立して取り出せるので、社会的移動が激しい場合等は、より正確な推計となる。
高齢化（率）	高齢化率とは全人口に占める65歳以上の人の割合。高齢化率7.0%で「高齢化社会」、高齢化率14.0%以上で「高齢社会」と言われる。
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援するための総合的な拠点として総合福祉センター「ゆうゆう館」内に設置。子育ての負担感や孤独感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、子育てセミナーや子育て相談等、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを提供している。
コミュニティ活動	住民同士のふれあいを高めるとともに、住民自らが地域の課題解決のため、住みよい地域環境を創造する活動等のこと。
コンテンツマネジメントシステム（CMS）	コンテンツを管理するシステムで、サイトに内容を書き込むリンクを確認する作業等を簡素化するもの。

さ行

用語	解説
災害時要援護者	高齢者世帯，要介護者，障がい者，難病患者，妊婦，5歳未満の乳幼児，日本語に不慣れな外国人等，災害時に一人での避難が難しい住民。
再生可能エネルギー	化石燃料や原子力とは異なり，主に太陽光，水力，風力等の自然のエネルギーを利用したもの。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で，基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く，1を超える団体は普通地方交付税の交付を受けない。
COD	Chemical-Oxygen-Demandの略。水中にある物質（主に有機物）が酸化剤によって酸化や分解される時に消費される酸素量のこと。
市街化区域	市街地として積極的に整備する区域。用途地域を指定し，道路や公園，下水道等の整備を行い，住宅や店舗など，計画的な市街化を図る区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づき，市街化を抑制する区域のこと。
自警団	災害時や緊急時に，地域の安全を守るため住民が組織する団体のこと。

自主防災組織	地域住民による任意の防災組織をいう。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。
実質公債費比率	自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。18%以上で新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となり、25%以上で借金を制限される。
指定管理者制度	民間事業者を含む団体等が、公の施設の管理主体となること。
姉妹都市	文化交流や親善を目的とした都市間の結びつきのこと。
社会教育施設	学校以外で、学習やスポーツレクリエーションを提供する施設のこと。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置付けられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体で、通常「社協」と呼ばれる。
集団資源回収	自治会、PTA、子ども会等の各団体が、新聞紙、段ボール、びん、缶等、資源として活かせるものを自主的に回収する活動。
集落営農	いくつかの集落で一つの組織を作り、農地や施設、労働力を共有し農業生産を行うこと。
循環型社会	環境への負荷を低減するため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、有効に使うことで廃棄するものを最小限に抑える社会のこと。リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する）の3R活動を実践的な行動指針として掲げている。
生涯学習	一人ひとりが年齢に関係なく、生涯にわたって行う学習活動のこと。
生涯学習地区推進委員	地域住民の生涯学習を推進するために各行政区から選出される委員。生涯学習の趣旨の普及、生涯学習の相談、奨励などのため、地域で気軽に参加できる企画を立てたり、歴史や文化などを学習できる移動教室を計画している。
生涯スポーツ	生涯において、自分自身のライフサイクルに適したスポーツを楽しみながら継続的に実施すること。
上水道有収率	配水した水量に対し、漏水等の不明な水量を除き、料金徴収対象となる水量の率。
消防団協力事業所表示制度	消防団活動に協力している事業所に対して表示証を交付し、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価する制度。
食育	食生活を改善し、生涯にわたって健全な食生活を身に付けるための学習等の取り組みのこと。
シルバー人材センター	一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人。

シルバーリハビリ体操	茨城県立健康プラザ管理者太田仁史氏が考案した高齢者の介護予防のための体操。茨城県が介護予防を推進するため、この体操を地域に普及、指導するボランティアとして「シルバーリハビリ体操指導士」を養成している。
人口千対	人口1,000人に対する割合。 (例) 出生率=年間の件数÷人口×1,000
心身障害者福祉タクシー	在宅の重度の心身障がい者を対象に、医療機関等の往復に要するタクシーの利用に係る費用の一部を助成する制度。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患。
セクシャル・ハラスメント	性的嫌がらせのこと。
ソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)	友人・知人間のコミュニケーションを円滑にするとともに、交流を広げ人間関係を構築する場を提供するコミュニティ型のWebサイトのこと。

た行

用語	解説
男女共同参画(社会)	「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。(男女共同参画社会基本法第2条)
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
地域コミュニティ	住民同士で交流が行われている地域社会のこと。
地域福祉	地域社会を基盤にして、住民参加や社会福祉サービスの充実に基づいて福祉コミュニティを構築し、地域住民一人ひとりの生活の質の向上を実現していこうとする社会福祉の分野・方法。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連携によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴となっている。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。
地域主権改革	地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる地域社会を目指す改革のこと。
地域主権3法	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」, 「国と地方の協議の場に関する法律」

	及び「地方自治法の一部を改正する法律」の3法のこと。
ティーム・ティーチング	学校において、2人以上の教職員が連携・協力し、一人ひとりの子ども及び集団の指導の展開を図り、責任を持つ指導方法及び形態のこと。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。
特定健康診査・特定保健指導	2008年から始まった生活習慣病予防のための健診・保健指導。特定健康診査(特定健診)は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病*の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できるメタボリックシンドロームとその予備群の方に対して生活習慣を見直すサポートを行うもの。
都市計画道路	都市計画法に基づいて、あらかじめルートや位置、幅員等が決められている道路。
土地改良事業	農業生産に必要な土地・水源を確保するなど、農村地域での生活環境の改善と活性化を促すために行う事業。
ドメスティックバイオレンス(DV)	家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味で、身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。
TPP	Trans-Pacific-Partnershipの略。環太平洋パートナーシップと言い、貿易自由化を目指す経済的枠組みのこと。
トトロ教室	3・4歳児において、通級による指導が必要と思われる幼児を対象に行う心理相談員、保育士による小集団指導及び個別相談。

な行

用語	解説
長生大学	新しい時代の変化に対応する心構えを養い、生きがいのある人生を送るための素地をつくとともに、学級生相互の親睦を深めることを目的とする、町内の65歳以上の方を対象にした学習会。
なかよし教室	1歳6箇月児、3歳児健診の結果、経過観察を必要とする幼児とその保護者を対象に行う臨床心理士による個別相談。
認可外保育施設	国の認可を受けていない保育施設のこと。保育料等は、各保育施設で設定される。
認定こども園	地域における子育て支援の機能を備え、都道府県知事が認定した施設のこと。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者のこと。
認知症	脳の障がいによって起こる病気。アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられ、短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、

	老化による機能の低下とは異なる。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人のこと。
農業の6次産業化	農産物を生産（1次産業）するだけでなく、製造・加工（2次産業）、販売（3次産業）まで一貫して手がけることにより、付加価値を高める取り組みのこと。
ノーマライゼーション	障がいを持っていても、他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え。

は行

用語	解説
ハザードマップ	災害による被害を予測し、危険度を地図上に表したもの。
パブリック・コメント	住民の町政への参画を進め、住民とのパートナーシップによる町政を推進することを目的に、町が計画を策定する場合などに、あらかじめ町の原案に対する住民の意見を聞くこと。
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家のこと。
PDCA マネジメントサイクル	計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施すること。
人・農地プラン	担い手の育成や農地の使い方といった、今後の農業の進め方を地域や集落の話し合いに基づき取りまとめる計画のこと。
PPP	Public-Private Partnership の略。行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営すること。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
ひとり暮らし高齢者安否確認事業	近隣に近親者がなく、毎日の状況を確認することができない高齢者を対象に、ヤクルトまたは牛乳の配達員が声掛けをし安否の確認をする事業。
ひとり暮らし高齢者緊急通報システム	在宅で生活する病弱な高齢者の方を対象に、急病・事故・災害等、緊急時に町の消防本部に連絡する機器を貸し出す事業。
ひとり暮らし高齢者福祉タクシー	在宅の70歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯を対象に、高齢者の外出を促進し閉じこもり防止を図るため、タクシー利用に係る経費の一部を助成する制度。
ブックスタート事業	町内の乳児の6箇月健診又は離乳食教室時に絵本の配布と読み聞かせを行い、絵本を通して親子が心ふれあうひとときを持つきっかけ作り

	のサポートをする事業。
フリーター	15～34歳までの学生、主婦を除く若者のうち、正社員以外で働く人と、働く意志はあるが無職の人。
ふるさと元気づくり推進事業	安全・安心で活力のあるまちづくりの実現を図るため、自主的かつ主体的に公益的な事業を行う団体に対し補助金を交付することにより、その団体の活動を支援し、地域の活性化を促進する事業。
ふるさとづくり出前講座	生涯学習の推進や町民の町政に対する理解を深めることを目的に、町職員が講師となり町民が主催する学習会等で行っている講座。利用できるのは、町内に在住、在勤または在学する10人以上の者で構成された団体となっている。
フロンティアアドベンチャー事業	町内の子どもたちが豊かな自然環境の中で、自分たちで考えて生活することにより忍耐力の向上や創造性、協調性等生きる力を育むことを目的としている事業。テント設営や火おこし、食事作り等協力しながらキャンプ生活をする。
ヘルスプロモーション	WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。
放課後児童クラブ	小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭内にいない方を対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用し生活の場を与え、健全な育成を図る事業。
ホスピタリティー	心のこもったもてなし。

や行

用語	解説
ユニバーサルデザイン	障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。
要介護状態	要介護状態区分は、その介護の必要の程度に応じて次の5つの区分に分けられる。①要介護1（部分的介護を要する）②要介護2（軽度の介護を要する）③要介護3（中等度の介護を要する）④要介護4（重度の介護を要する）⑤要介護5（最重度の介護を要する）
要支援状態	いつも介護が必要な状態ではないが、その軽減や悪化防止に役立つ支援を必要とする状態、あるいは日常生活を営むのに支援が必要な状態にあると認められる状態のこと。
要保護児童	①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、②保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）（児童福祉法第6条の2第8項）と定義され、被虐待児童や孤児等が対象となる。

ら行

用語	解説
立地希望企業紹介制度	茨城県及び茨城県開発公社が分譲している工業団地等の購入またはリースを検討している企業の情報を提供いただき、成約に結び付いた場合に報償を支払う制度。
類似団体	全国の市町村を、人口及び産業構造等を基に分類し、同じグループに属する団体のこと。

わ行

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。